

ちばワーケーション実施企業助成事業実施要領

1 目的

この要領は、県内におけるワーケーションによる受入促進を図るため、ちばワーケーション実施企業助成事業交付要綱（以下、「要綱」という。）第14条の規定に基づき、「ちばワーケーション実施企業助成事業」の実施に関して必要な細目等を定めるものとする。

2 助成対象事業

(1) 要綱第3条第1項で定める助成対象事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 県内で行う合宿型ワーケーションで、企業等の業務の一環として、チームビルディング向上に寄与するようなオフサイトミーティング、越境学習、新人研修、役員研修等を行うこと。

イ 本事業に参加する人員は、助成対象者の従業員等であること。

ウ 国、県及びその他の団体の助成金等を受けないこと。

(2) 要綱第3条第2項に定める助成対象経費は、別表1のとおりとする。

3 助成対象期間

要綱別表1で定める助成対象期間については、以下のように定める。

(1) 実施年度の2月末まで

(2) 金曜日を除く平日、日曜日

ただし、木曜日に宿泊し金曜日にワーケーションを終了する場合、金曜日に発生した交通費及び施設等利用料は助成対象とする。

(3) 大型連休（令和8年4月29日～5月6日、令和8年8月9日～8月16日）、年末年始（令和8年12月27日～令和9年1月3日）は助成対象期間外とする。

4 情報発信やアンケートへの協力

要綱第2条で定める助成対象者は、次の各号に掲げる取組に協力するものとする。

(1) 県が運営するウェブサイトやパンフレット等での本事業の助成金を活用したワーケーション実施状況等の掲載

(2) 本事業の助成金を活用したワーケーション実施状況の社内外広報等による情報発信

(3) 県が実施するアンケート調査への回答

5 申請の手続

要綱第5条に定める申請の手続について、以下の通りとする。

(1) 申請は原則1企業等ごとに行うこととするが、企業等を構成する組織単位でワーケーションを実施する場合には、県との協議により、組織ごとの申請も認めるものとする。

なお、その場合の助成上限額は、申請者ごとに120万円とする。

(2)「知事が別に定める期日」とは、初回事業開始の日から起算して45日以前をいう。

(3)別記第1号様式を提出する場合、誓約書(別紙6)及び役員等名簿(別紙7)を提出することとし、誓約書及び役員等名簿は、申請者において原本を保管すること。

6 実績報告

要綱第9条に定める「知事が別に定める期日」とは、事業完了の日から起算して一月以内をいう。

7 証拠書類の調査等

(1)知事は、必要があると認めるときは、助成事業を行う者に対し報告を求め、又は収入及び支出についての証拠書類を調査することができる。

(2)前項の規定は、助成事業が完了した後においても、適用があるものとする。

別表1

区分	助成対象経費 ※1	助成対象外経費
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費実費 ・宿泊先は、旅館業法及び住宅宿泊事業法、特区民泊に規定する施設(旅館、ホテル、簡易宿所、下宿及び民泊)とする。 ・対象経費の上限額： 1人・1泊当たり 25,000円 (30人泊以上60人泊まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊以外に係る経費 ※2 ・入湯税
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、飛行機、貸切バス、高速道路等の利用料 ・対象経費の上限額： 1人当たり 5,000円 <p>なお、地域周遊のために、次の交通手段を利用する場合には、上記の金額に加え、以下の金額を上限として加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカー1日・1台当たり 対象経費の上限額 10,000円 ・タクシー1日・1台当たり 対象経費の上限額 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機の手荷物料金 ・保険料 ・ガソリン代
施設等利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係るプログラムや観光施設等の助成対象は以下のとおりとする。 (1) ワークショッププログラム、ワークショップイベントの参加料 ※3 (2) 講師料 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食代 ※4

	(3) 会議室等利用料 (4) 会議・研修等に必要 備品レンタル料 (5) 観光施設入場料・体験料 ・助成対象上限額：6,000円／人まで	
--	---	--

※1 助成金の交付額は、上記別表1で定める対象経費の合計額に、要綱別表1で定める助成率（1/2）を乗じて算出した額と、要綱別表1で定める助成上限額（1,200千円）を比較して少ない方の額とする。

なお、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※2 宿泊費に含まれる飲食については、1泊2食まで認めることとし、懇親会等にかかる追加経費は除く。

※3 ワークーションプログラムとは、千葉県ワークーションポータルサイトに掲載されているプログラム及びそれに準ずる効果のあるプログラムを指す。

ワークーションイベントとは、ワークーション実施者を対象とした、ワークーションと観光・アクティビティ（農業体験、DIY体験など）等を掛け合わせたものを指す。

※4 プログラム内での飲食は除く。